

令和8年2月27日

**輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日**  
(関税暫定措置法別表第1の6の3の項及び4の項に掲げる物品)

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6の3の項及び4の項に掲げる物品について、同条第1項に規定する発動日を下記のとおり公表する。

記

令和8年3月1日